

大和郡山市の広告媒体への広告掲載に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 市資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）広告媒体 以下に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市の財産

ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

（2）広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

（広告主の範囲）

第4条 広報媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうおそれのないもので、社会的信用度が高いものに限り、広報媒体に掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとする。

2 次の各号に掲げる広告は、広告媒体には掲載しないものとする。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（3）政治性のあるもの

（4）宗教性のあるもの

（5）意見広告

（6）個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの主管所属長が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管所属長が別途定める。

(申込方法)

第7条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(広告募集方法等)

第8条 広告募集方法、広告掲載料金及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管所属長が別途定める。

(審査機関)

第9条 広告媒体に掲載する広告の内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合、その審査をするため大和郡山市広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は企画政策課長を、委員は総務課長、人権施策推進課長、教育総務課長、環境政策課長、広告媒体所管の課長をもって充てる。

3 大和郡山市奈良県屋外広告物条例施行規則第2条の許可が必要な屋外広告に関する審査の場合は、第2項に定める委員に、まちづくり戦略課長を加えることができるものとする。

4 委員長は第2項から第3項までに定める委員のほか、広告媒体及び審査する内

容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第10条 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（掲載決定等）

第11条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに広告掲載内容及び条件について広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により広告主へ通知する。

（広告の内容等の変更）

第12条 市長は、広告の内容、デザイン（以下「広告の内容等」という。）が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- （2）前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- （3）その他、広告掲載が適切でないと審査会が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第15条 前2条の規定により、取り消し又は取下げをしたときは、広告掲載料は返還しない。

(広告主の責任等)

第16条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負う者とする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主の届出義務)

第17条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載内容変更届(様式第3号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) 広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(補則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大和郡山市の媒体への広告掲載を次のとおり申し込みます。

※ 必要に応じて資料を添付して下さい。添付の場合は、その旨を記載して下さい。

年 月 日

広告掲載可否決定通知書

様

大和郡山市長 上田 清

年 月 日付で申し込みのありました広告企画書について、下記のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載の可否	可 ・ 否
掲 載 内 容	
掲 載 条 件	

年 月 日

広告掲載内容変更届

大和郡山市長 上田 清 様

広告主名

広告掲載内容について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

広告媒体名	
変更内容	
備 考	